

国民健康保険の手続きについて

【問】国民健康保険課 ☎973-3202

国民健康保険資格の取得、喪失、変更は届出が必要です。保険証の切り替えが済んでいない状態で病院を受診すると、保険証が提示できないため全額自己負担の可能性があります。下記のような場合は、14日以内に届出をお願いします。

届出には個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。



取得届

●うるま市に転入してきたとき

必要なもの

- 身分証

●職場の健康保険をぬけたとき

必要なもの

- 職場の健康保険の扶養からはずれたとき
- 身分証
- 社会保険資格喪失証明書

退職

●子どもが生まれたとき

必要なもの

- 身分証
- 印かん
- 保険証
- 分娩費用明細書
- 世帯主の通帳

喪失届

●うるま市から転出するとき

必要なもの

- 身分証
- 保険証

●職場の健康保険に加入したとき

必要なもの

- 職場の健康保険の被扶養者になったとき
- 身分証
- 国保と職場の保険証

就職 結婚

●亡くなったとき

必要なもの

- 身分証
- 保険証
- 喪主の印かんと通帳

変更届

●うるま市内で転居したとき

必要なもの

- 世帯主や氏名が変わったとき
- 身分証
- 保険証

●世帯主に扶養される者が、大学進学等、修学のためうるま市から転出するとき

必要なもの

- 身分証
- 保険証
- 学生証または、在学証明書

●介護保険施設や障がい者支援施設に入所のため、うるま市から転出するとき

必要なもの

- 身分証
- 保険証
- 入所証明書

2021年3月(予定)からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります! よくある質問にお答えします!

いつから健康保険証として使えるようになるの? 健康保険証としての利用は、2021年3月から順次始まる予定です。

マイナンバーを見られるのが不安です 医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなただのマイナンバーを使って手続きすることはできない仕組みになっています。

どこの病院や薬局で使えるの? 2020年度から医療機関や薬局で順次必要な機器を導入していくこととしています。2021年3月(予定)の利用開始時に、全国の医療機関や薬局の6割程度、2023年3月末には、おおむね全ての医療機関や薬局での導入を目指しています。

マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの? 健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、左記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。

公的個人認証サービス PRキャラクター マイキーくん

マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

下水道課から 補助金制度についてのお知らせです。



公共下水道接続工事の補助金制度

公共下水道接続により、快適な生活環境の確保・公共用水域の水質汚濁防止及び浄化の促進を目的とし、排水設備工事〔新築工事や農業集落排水事業(津堅島)を除く〕を行う方々に対し、補助金を交付します。

受付は4月1日からとし、工事が令和3年1月末日までに終了するものが対象となります。(ただし予算に達し次第終了いたします)。

合併処理浄化槽から 下水道切替工事を行う場合

単独処理浄化槽またはくみ取り式便所 から下水道切替工事を行う場合

最大 5万円

最大 10万円

補助対象者

- ①公共下水道へ接続できる区域内、建物の所有者または住居者、もしくは土地の所有者
- ②国、県または市の同様な制度による補助を受けていない者
- ③市税を滞納していないこと(完納証明書)

注意事項

下水道接続工事は、指定工事店でなければなりません。

下水道排水設備指定工事店一覧は市ホームページで公開しています。右記のQRコードからご確認ください。

詳しくはこちらのQRコードから



【申込先 / お問い合わせ】下水道課 排水設備係 (水道庁舎内) ☎973-7977

合併処理浄化槽設置の補助金制度

河川の水質向上を図るために有効な『合併処理浄化槽』の設置費用に対する補助を行っています。

事前申込期間

4/1 ~ 5/29

対象数

25基 (5人槽のみ)

補助限度額

50万円

対象地域

公共下水道事業計画区域外の地域、または区域内で7年以上下水道の整備が見込まれない地域 (※対象地域のご確認は下水道課までお問合せください。)

補助対象者

- ・決定から令和3年2月末日までに設置工事を完了し実績報告の提出ができる方が対象です。
- ・転換(汲み取り槽や単独浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替え)に伴う申請を優先します。
- ※対象数に達しない場合に新築に伴う申請者を受け付けます。対象数を越えた場合は抽選となります。

【次の場合は補助対象外となります】

- ①浄化槽法、建築基準法等の関連している法令に違反している場合
- ②土地、住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③市税を滞納している者
- ④補助金交付の申請および交付の決定前に合併処理浄化槽の設置工事に着手した者
- ⑤販売の目的で住宅を建築する者

詳しくはこちらのQRコードから



【申込先 / お問い合わせ】下水道課 排水設備係 (水道庁舎内) ☎973-7977